

# 利用条件承諾書

私は、福島市産業交流プラザレンタルオフィスを利用するにあたり、福島市産業交流プラザ条例及び福島市産業交流プラザ条例施行規則を遵守するとともに下記の条項を厳守することを誓います。

(目的外利用の禁止)

第1条 レンタルオフィスを利用目的以外の用途に利用してはならない。

(禁止事項)

第2条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険物の製造、搬入及び保管をすること。
- (2) 動物等を建物内に搬入、飼育すること。
- (3) 建物内等で裸火（電気ストーブ、石油ストーブ、電熱器等）を使用すること。
- (4) 他人の営業及び業務遂行を妨害すること。
- (5) 建物内で炊事をする事。
- (6) 廊下等の共有部分を不法に占有し、物品を放置すること。
- (7) 業務スペース内に宿泊すること。
- (8) 床荷重 300kg/m<sup>2</sup>を超える大型金庫その他の重量物を搬入し、設置すること。
- (9) 騒音、振動、臭気、排煙等近隣に迷惑を及ぼすこと。
- (10) 排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。
- (11) レンタルオフィス内の窓ガラス面に看板、広告、掲示板及び写真を貼付すること。
- (12) その他施設の安全管理、品位の保持又は維持管理上、支障がある行為。

(利用者の費用負担)

第3条 次に掲げる費用は、利用者が負担する。

- (1) レンタルオフィス使用料
- (2) レンタルオフィス使用に関わる電気・ガス及び上下水道の使用料
- (3) ごみの処理に要する費用
- (4) レンタルオフィスで使用する電話通信回線の工事費及び使用料
- (5) 原状回復に要する費用
- (6) 設備及び備品の設置及び撤去に要する費用
- (7) その他使用者が負担すべき費用（共同で使用する設備の維持管理に要する費用も含む）

下記の場合は、福島市産業交流プラザレンタルオフィスの使用許可の取り消しになりますので、注意してください。

- ① 不正の行為により使用者となったとき。
- ② 使用料を3箇月以上滞納したとき。
- ③ 1ヶ月以上消息不明なとき
- ④ 施設等を故意にき損したとき。
- ⑤ 事業の全部を廃止するに至ったとき。
- ⑥ 破産宣告を受け、又は成年被後見人に該当するに至る等の事由により、正常な利用関係を維持することができなくなったとき。
- ⑦ 市の信用を著しく失墜させる行為を行ったと認めるとき。
- ⑧ その他施設の管理上、支障がある行為を行ったと認めるとき。

平成 年 月 日

福島市長様

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

⑩

(利用責任者氏名

電話番号

)